

岡山大学グローバル人材育成院長
鈴木 孝義 殿

語学研修に関する誓約書

私は、岡山大学（以下、「本学」という。）グローバル人材育成院が主催する語学研修（以下、「研修」という。）への申込および参加にあたり、「募集要項」の記載事項をすべて了承し、以下の事項を厳守することを誓約いたします。なお、誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや本学からの支援を中止されたとしても、異議申し立てをいたしません。

【研修参加前に関する事項】

1. 研修参加に関して、保護者の承諾を得ること。
2. 持病、治療中の傷病やアレルギー等があり、研修参加に不安を覚える場合は、出発前に医師の診断・指導を仰ぎ、必要に応じて「研修参加が可能である」と明記された診断書を、国際部留学交流課窓口へ提出すること。
3. 参加学生は、研修前および研修期間中、自らの責任において健康管理に努めること。
4. 渡航にあたり、感染症予防接種、マラリヤ予防薬等の処方・服用、防虫薬の携行が求められる研修に参加する場合は、本学および研修担当者、医師の指示に従うこと。
5. 正当な理由なく、研修参加を辞退しないこと。研修申込後に辞退する場合は、理由に関わらず、参加費用の一部または全額のキャンセル料が発生すること。その際のキャンセル料等の費用は、参加学生の負担となること。
6. 本学で行われるガイダンス等を全て受講すること。授業や体調不良等をやむを得ず欠席する場合は、その理由を国際部留学交流課に事前に連絡すること。欠席の理由が認められない場合や無断欠席の場合は、研修参加が取り消されることがあること。その際に発生するキャンセル料等の費用は、参加学生の負担となること。
7. 研修先機関が所属する国・地域の気象状況、治安状況、安全状況（感染症等の危険を含む）等によっては、外務省が発出する海外渡航安全情報等を参考に、本学が総合的に判断し、研修の実施中止、延期または帰国勧告を決定することがあり、その際には本学の指示に速やかに従うこと。また、それによって発生するキャンセル料・変更料等の費用は参加学生の負担となること。
8. 旅券・ビザの取得、参加費（申込金を含む）の支払い等、研修参加に必要な諸手続きを、本学および研修担当者、研修先機関等の指示に従い、参加学生の責任において指定期日までに行うこと。
9. 研修に際し、本学指定の海外留学保険に加入すること。
10. 研修に際し、「たびレジ（外務省海外安全情報配信サービス）」に登録すること。
11. 研修に際し、派遣留学支援・海外渡航登録システムに留学渡航届（出国届）を提出すること。

【研修期間中に関する事項】

1. 渡航後は、派遣留学支援・海外渡航登録システムに留学渡航届（到着届）を提出すること。
2. 研修期間中は、本学および研修先機関が定めるプログラム内容・日程・その他指示事項（宿泊先等）に従うこと。
3. 宿泊先がホームステイの場合、ホストファミリーと十分なコミュニケーションを図り、双方に快適な状況を形成するよう最大限努めること。
4. 研修の趣旨を十分に理解し、研修先機関での学業に精力的に取り組むこと。成績や参加姿勢に問題があり、本学が途中帰国が適当であると判断した場合、これに従うこと。その際に発生するキャンセル料等の費用は参加学生の負担となること。
5. 渡航期間中は、日本国および滞在国・地域の法令、研修先機関の規則を遵守し、本学の学生として責任ある行動をとること。滞在国・地域で合法とされることも、日本国で違法となる場合には、日本国の法令に従うこと（飲酒、薬物等）。

6. プログラム外の活動への参加を希望する場合は、研修先機関の担当者、保護者、ホストファミリー（ホームステイの場合）の三者全員より事前に許可を得ること。なお、州または国を越えた旅行を希望する場合は、前述の関係者ら全員に許可を取った上で、派遣留学支援・海外渡航登録システムに留学渡航届（留学中の移動届）を提出すること。
7. 研修中は、緊急連絡用として、国際通話可能な電子通信機器（携帯電話等）を常時所持すること。
8. 渡航期間中は車両（自転車を除く）の運転をしないこと。
9. 参加学生が被った人的もしくは物的損害、または研修参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の（1）～（5）にあたる場合は、本学はその賠償責任を負わないことを了承し、本学の責任を問わないこと。
 - (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規制、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - (2) 参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害
 - (3) 参加学生の故意または過失により生じた損害
 - (4) 研修の趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害
 - (5) 参加学生の個人的問題から生じた損害

【研修参加後に関する事項】

1. 帰国後は、派遣留学支援・海外渡航登録システムに、留学渡航届（帰国完了届）を提出すること。
2. 帰国後、発熱や咳、下痢、具合が悪い等、体調に不安がある場合は、速やかに本学または研修担当業者に連絡すること。
3. 研修先機関での学業成績を提出するよう本学から依頼があった場合は、速やかに指示に従うこと。
4. 研修終了後、本学が指示する事後課題を提出し、本学で開催する報告会で成果発表を行うこと。
5. 帰国後、本学が開催する研修説明会等に、研修体験談のスピーカー等として出席の依頼があった場合は、積極的に協力すること。
6. 帰国後、研修先にて撮影した写真や研修体験談等を、本学が作成するパンフレット、ガイドブック等の冊子に掲載する依頼があった場合は、積極的に協力すること。

学部・研究科名： _____

学生番号： _____

学生氏名（直筆）： _____

署名日：西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記学生が本研修に参加することに同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保護者氏名（直筆）： _____

学生との続柄 _____

署名日：西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日